

災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と山口県LPガス協会宇部・小野田支部（以下「乙」という。）とは、災害時におけるLPガス等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宇部市内において災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲が宇部市地域防災計画に基づき開設する避難所等（以下「避難所等」という。）における炊き出し用等物資の供給要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、宇部市地域防災計画に基づき、避難所等における被災住民に対する炊き出し等を行うため、LPガス等を供給する必要があると認められたときは、乙に対し物資の供給を要請することができる。

2 前項に掲げる要請は、原則として物資調達要請書（様式、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合を要するとき又は要請書によることが困難なときは、口頭により要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

3 乙は前項の規定より甲から供給の要請を受けたときは、その要請に積極的に協力するものとする。

（避難所等）

第3条 避難所等とは、甲が指定する緊急避難場所・避難所及び臨時に開設する避難所とする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) LPガス
- (2) LPガスボンベ、コンロ、給湯器、暖房器具
- (3) その他甲が必要とする物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該指定地に乙から納品があったときは、乙の納品書に基づき、甲が確認の上、引き渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 乙は、第5条第2項の引き渡し完了した後、甲に適法な請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年10月5日

甲 宇部市

宇部市長 久保田 后子

乙 山口県宇部市大字西岐波4164番地2

山口県LPガス協会宇部・小野田支部

支部長 床西 悟

災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と山口県LPガス協会厚狭支部（以下「乙」という。）とは、災害時におけるLPガス等の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宇部市内において災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、甲が宇部市地域防災計画に基づき開設する避難所等（以下「避難所等」という。）における炊き出し用等物資の供給要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（供給の要請）

第2条 甲は、宇部市地域防災計画に基づき、避難所等における被災住民に対する炊き出し等を行うため、LPガス等を供給する必要があると認められたときは、乙に対し物資の供給を要請することができる。

2 前項に掲げる要請は、原則として物資調達要請書（様式、以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合を要するとき又は要請書によることが困難なときは、口頭により要請し、その後速やかに要請書を交付するものとする。

3 乙は前項の規定より甲から供給の要請を受けたときは、その要請に積極的に協力するものとする。

（避難所等）

第3条 避難所等とは、甲が指定する緊急避難場所・避難所及び臨時に開設する避難所とする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) LPガス
- (2) LPガスボンベ、コンロ、給湯器、暖房器具
- (3) その他甲が必要とする物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該指定地に乙から納品があったときは、乙の納品書に基づき、甲が確認の上、引き渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 乙は、第5条第2項の引き渡し完了した後、甲に適法な請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年10月5日

甲 宇部市

宇部市長 久保田 后子

乙 山口県山陽小野田市厚狭12-26

山口県LPガス協会厚狭支部

支部長 伊藤 實